

夏の海水浴場駐車場
割引制度

未就学児のいる市民の方々に対象に駐車場の割引制度があります。

対象 市に住民登録のある未就学児 (平成 22 年 4 月 2 日以降生まれ) がいる世帯

割引内容 市と夏期海岸対策協議会が運営する駐車場の料金が 500 円引きになります (民間の駐車場は対象外です。)

利用方法 白色の、「子ども医療費受給者証 (乳幼児用)」を料金所で提示してください (子どもが同乗しているときのみ割引が適用されます。)

利用できる施設

白浜中央海水浴場、白浜大浜海水浴場、吉佐美大浜海水浴場、多々戸浜海水浴場、入田浜海水浴場、田牛海水浴場、外浦海水浴場、グリーンエリア、舞磯浜海水浴場

※昨年度までは優待券を発行していましたが、今年からは白色の、「子ども医療費受給者証 (乳幼児用)」を提示することで割引が受けられますのでご了承ください。

※対象の方で、白色の、「子ども医療費受給者証 (乳

幼児用)」をお持ちでない方は左記までお問い合わせください。

問合せ先
福祉事務所社会福祉係

(窓口⑥) ☎22216

期限切れとなる水道用
量水器の交換をします

上下水道課では、平成 28 年度中に検定期間切れとなる水道用量水器 (メーター) 口径 φ13mm、約 1,525 個の交換業務を、7 月 4 日から平成 29 年 1 月 20 日の期間に行います。

つきましては、下田市指定水道工事人 (水道工事店) が該当するお宅を訪問し、水道用量水器の交換をします。

作業中は、何かとご不便、ご迷惑をお掛けしますが、ご協力をお願いいたします。

なお、量水器より宅内側にあるバルブ等の修繕・取替につきましては、個人が依頼する別途工事となりますので自費となります。また、量水器は無償の貸与品となっておりますので、大切に管理をお願いいたします。

※口径 20mm 以上の交換は、平

成 29 年 1 月～2 月を予定しています。

○水道ひとくちメモ

計量法により、水道用量水器 (メーター) の検定期間 (使用期間) は 8 年と定められ、期限切れになるメーターは新検定品に交換しなければなりません。

適正な計量を行うために、検定期間が定められ、交換するものです。

問合せ先

上下水道課工務係

☎21200

市税等がコンビニで
納められるように
なりました

◎市税等の
コンビニ納付について

平成 28 年 4 月以降に発行した納付書から、コンビニエンストア (以下、「コンビニ」と記載) でも納付できるようになりました。

納付書の裏面に記載されているコンビニなら全国どこでも利用できます。

なお、従来どおり、金融機関や郵便局 (今年度から静岡、愛知、岐阜及び三重県のみ)

変更となりました) での窓口納付や口座振替でも納めることができますので、ご都合のよい納付方法をお選びください。

◎納付できる税目

市県民税 (普通徴収分)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税

◎納付にあたっての「注意

コンビニ納付の開始に伴い、納付書の様式が変わりました。これまでは納税通知書と納付書がつづられていましたが、納付書は期別ごと (つづられていない状態) 1 枚ずつの単票となり、バーコードが印刷されています。納付の際は、記載されている期別や納期限をお確かめの上、お支払いください。

※納期を間違えて納付されますと、督促状が發送される場合がありますのでご注意ください。

◎コンビニで
納付できない納付書

- ・金額を訂正したもの
- ・納付書 1 枚の金額が 30 万円を超えているもの
- ・バーコードが印刷されていないもの

ないもの
・コンビニでの利用期限を過ぎたもの
・破損や汚れにより、バーコードが読み取れないもの

平成 28 年 4 月 1 日以前に発行されたもの

※このような納付書はコンビニでは納付できませんので、納付書の裏面に記載してあります取扱金融機関等で納付してください。

問合せ先

税務課収納係

(窓口⑦) ☎22218

遺児巡拝参加者募集

日本遺族会では、戦没者遺児による慰霊友好親善事業の参加者を募集しています。

先の大戦における戦没者の遺児を対象として、父等の戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を行っています。

費用は 10 万円です。日程等の詳細は日本遺族会までお問い合わせください。

・日本遺族会

☎03-3261-5521

問合せ先

福祉事務所社会福祉係

(窓口⑥) ☎22216